

国民健康保険人間ドック助成額変更に伴う特例措置について

平成28年度からの国民健康保険の人間ドック助成額変更（検診費用の7割→一律25,000円）において、次に該当する方（周知期間が短いため不利益を被った方）に対して、平成28年度に限り、人間ドック助成額を検診費用の7割とする特例措置を講じます。

■対象者

- 次のすべてを満たす方
- 平成27年度に10月までに特定健診を受診していた方
- 国民健康保険税の納期到来分の滞納のない方

■特例措置申請方法

「平成28年度下野市国民健康保険人間ドック助成特例申請書」と「請求書」を「人間ドック検診等助成金交付申請書」と共に市民課窓口へ提出してください。（各申請書は市民課窓口、または市のホームページよりダウンロードできます。）

■申請期間

4月1日
～平成29年1月31日

■検診期間

4月1日～平成29年3月31日

■支払時期

・委託検診機関の場合
医療機関で検診費用を支払う時に、25,000円を差し引いた額をお支払いいただき、後日、検診機関から市への通知を確認してから不足分を口座にお振込みします。（1～2か月後）
・その他の検診機関の場合
医療機関で検診費用を全額お支払いいただき、後日、検診結果と領収書を市民課へお持ちいただき、その翌月の末日に検診費用の7割（100円未満切捨て）を口座にお振込みします。

※オプションは助成の対象外となります。ご了承ください。
※委託検診機関については、4月号の広報紙またはホームページでご確認ください。
市民課
お問い合わせ先
☎(40)5556

国民健康保険の方へのお願い

交通事故にあった時は届出をしてください

交通事故や傷害事件など、第三者の行為によってケガや病気になった場合でも、国民健康保険の被保険者証を使って治療を受けることはできませんが、その場合は、市への「第三者の行為による被害届」等の届出が必要です。治療費は本来、加害者が負担すべきものですので、一時的に国保が立て替え、後日、栃木県国民健康保険団体連合会を介して加害者に請求することになります。

第三者の行為によって国保で治療を受けた場合は、速やかに届出をお願いします。また、すぐに届出ができない時は、取り急ぎお電話等でご連絡をお願いします。（届出書は、市民課国分寺窓口、又はホームページよりダウンロードできます。）

※相手がない事故（自損事故）の場合でも、届出は必要です。
※市では、レセプト点検の際、交通事故などと思われるケガの場合、その原因をお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。

※法令違反による事故（飲酒、無免許、スピード違反など）、犯罪行為によるケガや病気の場合は、いかなる理由があっても保険診療を受けることができませんので、ご注意ください。

ケガの場合、その原因をお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。

※法令違反による事故（飲酒、無免許、スピード違反など）、犯罪行為によるケガや病気の場合は、いかなる理由があっても保険診療を受けることができませんので、ご注意ください。

■問い合わせ先

市民課
☎(40)5556

福祉タクシー券を交付します

通院等で通常の交通機関を利用することが困難な障がい者等の外出支援のため、タクシー券を交付しています。
※平成28年度より交付枚数を3枚/月から4枚/月へ変更しました。

■利用期間

4月1日
～平成29年3月31日

※1年間利用できるタクシー利用券を年1回交付します。

■対象者

①1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方

②1・2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
③療育手帳をお持ちの方

■事業内容
タクシー乗車1回につき、利用券1枚（基本料金相当額）の助成

■交付枚数

4枚/月（申請日が属する月から平成29年3月分まで）
※1年間分を交付しますので、紛失等にはご注意ください。再交付はできません。

■交付場所

社会福祉協議会事務所
（ゆうゆう館内）

■受付期間・時間

3月25日から
平日の午前8時30分
～午後5時

■お持ちいただくもの

ご本人の印鑑、障害者手帳等（代理申請の場合、代理人の印鑑が必要です。）

■問い合わせ先

社会福祉協議会
☎(43)1236
社会福祉課
☎(52)1112